



小谷村立小谷中学校 いじめ防止対策基本計画

(令和5年2月策定)

【いじめ防止対策基本計画策定の目的】

いじめは、生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる等、解決が困難な事案につながる恐れのある深刻な問題であり、学校における最重要課題の1つである。本計画は、本校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、「小谷村いじめ防止等の基本方針（H26.8 制定、H27.10 改訂）」等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定める。

【いじめの定義】

本計画において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】

本計画において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

【いじめ問題への基本的な考え方】

いじめは、どの子、どの集団においても起こり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があるという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。生徒の尊い命・人権が損なわれることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが肝要である。

小谷中学校の基本姿勢（4本柱）

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む

生徒をいじめから守り、解決に向けた行動を促す

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

【未然防止】

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

- 人権教育旬間(5月, 11月)
- SUTEKI アンケートの実施(7月, 12月)
- 職員研修(8月)
- 人権作文コンテスト(8月)
- 生徒会人権宣言(通年)

【早期発見・早期対応】

「いじめは起こり得る」の認識をもち、些細な兆候を見逃さず、複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃から生徒理解と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報共有する。

- いじめ発生時の対応の確認(4月)
- 学年PTAにて、いじめの共通理解(4月)
- スクールカウンセラーの周知(4月)
- 相談窓口の周知(4月)
- アンケートの実施(5月, 11月, 2月)

【重大事態への対応】

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき



- いじめられた生徒の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連絡
- 重大ないじめや犯罪行為に相当すると認められる事案(R5.27 文科通知)について警察に相談・通報
- いじめ対策委員会による協議

小谷村立小谷中学校いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任のほか、必要に応じて、村教育委員会、スクールカウンセラー、教育支援員、PTA 会長、外部の専門家も参加

- 年間計画・いじめ発生時の対応等いじめ防止の取組等の立案・実行・県招・修正（PDCA サイクル）
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関わる情報に対する情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 村教委の判断によって重大事態の調査組織（第三者委員会）の設置